



平成30年 8 月 7 日 開会

平成30年 8 月 7 日 閉会

平成 30 年 8 月 定例会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成30年8月定例会会議録目次

広域連合議会の開催（招集告示）について……………	1
議案の送付について……………	2
追加議案の送付について……………	3
運 営 予 定 表……………	4
議 事 日 程……………	5
会議に付した事件……………	5
監査結果報告一覧表……………	6
出席・欠席または遅参・早退した議員……………	7
出席した説明員……………	7
出席した書記……………	7
開 会 宣 言……………	8
広域連合長あいさつ……………	8
報 告……………	9
日程第1 議席の指定について……………	9
日程第2 会議録署名議員の指名について……………	10
日程第3 会期の決定について……………	10
日程第4 一般質問……………	10
• 18番 羽場 頼三郎君……………	10
広域連合長 黒田 晋君……………	13
事務局長 大武 義宏君……………	14
• 18番 羽場 頼三郎君……………	15
事務局長 大武 義宏君……………	16
• 4番 三輪 順治君……………	17
広域連合長 黒田 晋君……………	18
事務局長 大武 義宏君……………	18
• 4番 三輪 順治君……………	19
広域連合長 黒田 晋君……………	20
事務局長 大武 義宏君……………	20
• 5番 西中 純一君……………	20
広域連合長 黒田 晋君……………	22
事務局長 大武 義宏君……………	22
• 5番 西中 純一君……………	23
事務局長 大武 義宏君……………	23
日程第5 議案第13号……………	23
広域連合長 黒田 晋君（提案説明）……………	23
事務局長 大武 義宏君（提案説明）……………	24
採 決……………	24
日程第6 議案第14号・議案第15号……………	25

広域連合長	黒田 晋君 (提案説明)	2 5
事務局長	大武 義宏君 (提案説明)	2 6
・ 4 番	三輪 順治君 (質疑)	2 8
事務局長	大武 義宏君	2 8
・ 4 番	三輪 順治君 (質疑)	3 0
事務局長	大武 義宏君	3 0
・ 5 番	西中 純一君 (質疑)	3 0
事務局長	大武 義宏君	3 0
採 決		3 1
日程第 7	議案第 1 6 号・議案第 1 7 号	3 1
広域連合長	黒田 晋君 (提案説明)	3 1
事務局長	大武 義宏君 (提案説明)	3 2
採 決		3 2
日程第 8	議案第 1 8 号	3 3
広域連合長	黒田 晋君 (提案説明)	3 3
採 決		3 3
閉 会 宣 言		3 4
一般質問発言通告一覧表		3 5
会議録署名議員		3 6

岡 広 議 第 7 号
平成30年7月23日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合議会
議 長 宮 武 博

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成30年8月定例会
及び全員協議会の開催について

このことについて、別紙写しのとおり、広域連合長より岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成30年8月定例会が招集されたのでお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第28号
平成30年 7月23日

平成30年8月7日（火曜日）午前10時15分、岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成30年8月定例会を岡山県市町村振興センター5階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

岡 広 総 第 6 5 号
平成30年 7月23日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成30年8月定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- | | |
|--------|---|
| 議案第13号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算(第3号)) |
| 議案第14号 | 平成29年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 |
| 議案第15号 | 平成29年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算 |
| 議案第16号 | 平成30年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号) |
| 議案第17号 | 平成30年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算(第1号) |

岡 広 総 第 7 3 号
平成 3 0 年 8 月 7 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

追加議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 3 0 年 8 月定例会に提出する次の議案を別紙のとおり追加送付します。

記

議案第 1 8 号 岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

(会期：1日間)

平成30年8月定例会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
8月7日	(火)	午前10時00分	全員協議会	
		午前10時15分	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・議席の指定について ・会議録署名議員の指名について ・会期の決定について ・一般質問 ・議案の上程・採決

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

平成30年8月定例会議事日程

平成30年8月7日（火） 午前10時15分開議

日程番号	会 議 に 付 す る 事 件
第 1	議席の指定について
第 2	会議録署名議員の指名について
第 3	会期の決定について
第 4	一 般 質 問
第 5	議案第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）） (上程・採決)
第 6	議案第14号 平成29年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 議案第15号 平成29年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 (上程・採決)
第 7	議案第16号 平成30年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） 議案第17号 平成30年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） (上程・採決)
第 8	議案第18号 岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について (上程・採決)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
1	30. 4. 9	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成30年1月分例月出納検査結果報告
2	30. 4. 9	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成30年2月分例月出納検査結果報告
3	30. 5. 31	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成30年3月分例月出納検査結果報告
4	30. 6. 18	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成30年4月分例月出納検査結果報告
5	30. 7. 9	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成30年5月分例月出納検査結果報告

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	平野 敏弘	出席		10	瀧本 豊文	欠席	
2	山本 育子	〃		11	伊東 香織	〃	
3	田辺 牧美	〃		12	近藤 隆則	〃	
4	三輪 順治	〃		13	小倉 博俊	出席	
5	西中 純一	〃		14	池田 一二三	欠席	
6	宮武 博	〃		15	山野 通彦	出席	
7	定本 一友	〃		16			
8	岸 泰廣	〃		17	片岡 聡一	欠席	
9	青木 秀樹	〃		18	羽場 頼三郎	出席	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	黒田 晋	事務局次長	池永 亨
副広域連合長	山崎 親男	業務課課長補佐	松枝 徹
副広域連合長	小林 嘉文	業務課給付係長	池田 信一
代表監査委員	岸 堅士	業務課資格賦課係長	藤井 正俊
事務局長	大武 義宏		

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記長	友杉 俊介	書 記	湯浅 浩司
書 記	原田 恭行		

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

開会宣言

○議長（宮武 博君）

本日は岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 30 年 8 月定例会が招集されましたところ、皆様方には御多用のところ、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

開会に先立ち、このたび西日本豪雨災害で亡くなられた方に対しまして御冥福をお祈りし、1 分間の黙祷を行いたいと思いますので、皆さん御起立願います。

それでは、黙祷を始めます。黙祷始め。

[黙祷]

○議長（宮武 博君）

黙祷を終わります。ありがとうございました。御着席いただきたいと思います。

ただいまの出席議員は 12 名であります。瀧本議員、伊東議員、近藤議員、池田議員、片岡議員からは欠席の届けが出ております。定足数 9 人に達しておりますので、これより岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 30 年 8 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

広域連合長あいさつ

○議長（宮武 博君）

広域連合長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君） [登壇]

皆さん、おはようございます。本日、8 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、御参集をいただき、まことにありがとうございます。

開会に当たり、議長にお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、会議冒頭に黙祷を行いました。甚大なる被害をもたらした 7 月の西日本豪雨により被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。平成以降最悪と言われる、このたびの豪雨災害により、岡山県内の死者、行方不明者数は 60 人を超え、倉敷市を中心として多くの家屋が浸水などの被害に遭い、いまだ 2,000 人を超える多数の方々が体育館等で避難所生活を強いられている状況にあります。被災された方々の中には、後期高齢者の方も多数おられますので、私ども広域連合といたしましても、保険証や現金がなくても医療機関等への受診を可能とするなど、国の基準に基づいた支援を医療機関や市町村等と連携しながら実施するとともに、保険料や一部負担金の減免基準を緩和するなど、最大限の被災者支援策を講ずることといたしております。

次に、後期高齢者医療制度でございますが、岡山県の被保険者数は制度創設以来、増加

が続いており、平成 29 年度末では 28 万 5,000 人を超え、医療費もそれに比例して年々増加し、昨年度は約 2,750 億円に達しております。この制度を安定的に運営するためには、必要な財源や適切な医療を確保するとともに、医療費の適正化や保健事業の推進等に積極的に取り組んでいくことが重要となります。このため、後発医薬品の差額通知による利用促進の取り組みを進めるとともに、平成 29 年度には新たに重複頻回受診・重複投薬者に対する訪問指導を実施したところであります。

また、昨年度に引き続き、高額療養費の自己負担上限額の変更や保険料軽減特例措置の見直しなどの改正が行われたため、広域連合といたしましても、被保険者の皆様へ制度周知のためのリーフレットを送付するなど、丁寧な対応に努めているところでございます。今後も被保険者の皆様が安心して適切な医療が受けられるよう、市町村と連携・協力して一層の努力をしてまいる所存でありますので、議員の皆様方の御協力を賜りたいと存じます。

さて、本日の定例会において御審議を賜ります案件は、専決処分いたしました平成 29 年度補正予算案件が 1 件、平成 29 年度決算案件が 2 件、平成 30 年度補正予算案件が 2 件、監査委員の選任案件が 1 件あり、提出をさせていただいております。それぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、御承認を賜るようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

報 告

○議長（宮武 博君）

この際、御報告いたします。

監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく、平成 30 年 1 月分から 5 月分までの例月出納検査結果の報告がありました。事務局に保管しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしておりますとおりでございます。

日程第 1 議席の指定について

○議長（宮武 博君）

日程第 1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第 4 条第 2 項の規定により、新たに当選されました定本一友議員の議席を 7 番に、青木秀樹議員の議席を 9 番に、伊東香織議員の議席を 11 番に、近藤隆則議員の議席を 12 番に、池田一二三議員の議席を 14 番に、山野通彦議員の議席を 15 番に指定いたします。

議席一覧表

1	平野敏弘	10	瀧本豊文
2	山本育子	11	伊東香織
3	田辺牧美	12	近藤隆則
4	三輪順治	13	小倉博俊
5	西中純一	14	池田一二三
6	宮武博	15	山野通彦
7	定本一友	16	
8	岸泰初	17	片岡聡一
9	青木秀樹	18	羽場頼三郎

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（宮武 博君）

それでは、日程第2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、青木議員、13番、小倉議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（宮武 博君）

日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は1日限りとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。

日程第4 一般質問

○議長（宮武 博君）

日程第4、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

18番、羽場議員。

○18番（羽場 頼三郎君）〔登壇〕

お許しをいただきましたので、質問をさせていただこうと思っております。

まず冒頭ですが、先ほど連合長のほうからもお話がございましたが、本当に今回の豪雨につきましては、各市町村でいろんな被害が出てる。その対策にも追われていらっしゃる中、こうして議員として出ていらっしゃる皆さんに本当に御苦労さまと申し上げたいと思います。そしてまた、今回の災害に対する、いろんな復興も含めて御活動なされていることに改めて敬意を表したいと思います。そして、多くの皆さん、本当に被害に遭われました。その方々の気持ちを察すると、我々もこうした後期高齢の医療の問題というのは、先ほどのお話にもありましたように本当に多くの被害の方の中で後期高齢者という方が多いということも考えますと、大変大きな使命があるんじゃないかと思っております。

そしてさらに申し上げれば、この災害被害者の対応につきまして、この当広域連合のほうで全員協議会が出されました資料によりまして、大変手厚いといえますか、この配慮の行き届いた対応がされているということに感謝をいたしたいと思います。特に被害が出ている程度にかかわらず、全市町村を対象として、こうした対象を広げているとか、また床上浸水を統一するとか、そうした点が私は非常に評価ができるんじゃないかと思えます。また、申請の簡素化についても、これは大変多くの方がその適用によって救われるんじゃないかというふうに考えているところです。

では、質問のほうに入りたいと思いますが、今回も前回に引き続いての質問でございますので、前回いろんなことをまた聞かせていただいたんですが、その中で特に私が気になっている点についてお聞きをしたいと思えます。

最初に、高額医療費並びに特別高額医療費の推移についてなんですが、これにつきましては、前回推移の見通しについてはお聞きをいたしております。平成24年度が89億9,607万円という医療費がもう既に平成28年度には107億7,855万円、また平成29年度には107億8,501万円、そして平成34年、5年後ですね、138億5,109万円になるんじゃないかという、そういう見通しもいただきました。この後期高齢者の高額医療費については、常にその先を見て、あらかじめ先手先手を打っていかないと、この高額医療費、もちろん全体の医療費もそうなんですが、それによってこの制度の維持が危うくなると、そういう可能性がありますので、この辺については特にお聞きをしておきたいと思えます。

さて、改めてこの点についてお聞きをいたしますが、もう言うまでもなく、こうした医療費の高額化で制度そのものの破綻が非常に心配をされているところなんですが、その中でも特に今申し上げましたように高額医療費とか特別高額医療費の増加がその一因になっていると言えらると思えます。これを抑制する方策につきまして、当連合ではどういったものを考えていらっしゃるのか。先ほど申し上げましたが、そういう先手先手の方策といえますか、それにつきまして考えておられるものについて幾つか例を挙げていただければと思えます。

また、がんの治療薬なんですが、各製薬会社で開発をされ、特に最近有名になりましたのがオプジーボですか、そういった大変高額な治療薬が出た。しかし、効果が非常に大きいということで、それによって助かる命が出てきたということは、これは大変喜ばしいことだと思えます。患者にとって朗報であるということは間違いないと思えます。ただ、その額が非常に高くて、国の指導などによって半額とか、またそれ以下になったということであっても、それでもかなり極端に高額ということがございますから、大変心配です。また、適用範囲が広がっているんですね。最初は何か1種類か2種類のがんに効くというこ

とだったんですが、しかし、いろんな経験やまた研究から適用範囲が広がってきていると。これも一面ではうれしいんですが、同時に医療費の高額化にもつながってくるということが考えられると思います。

ただ、私が問題だと思うのは、その治療薬は効果がオブジーボの場合は25%ととも言われている。25%もあるのは非常に高いんですね、効果の上がりとしては。しかし、逆に言えば、75%はその高額な薬を使っても効かないわけなんですね。ここが非常に私は問題だと思っているんですが、私がお聞きしたところによりますと、その薬、オブジーボならオブジーボですが、その薬を使って本当に効果があるかどうかということをお聞きできるような、そういう試験薬が開発をされているというふうにお聞きをしていますが、その実用化が早くなるようにというふう願っているところなんですが、それにつきましての情報がございましたらお示しを願いたいと思います。

また、この高額医療費並びに特別高額医療費の自己負担について、どういう形、どういう制度になっているのか、これもお聞きをしたいと思います。

次に、ジェネリック医薬品の利用促進、これは先ほど連合長のほうからは後発医薬品という名前と呼ばれましたが、同じことなんですが、これは以前からこの問題は大切なことであるということで何度かお聞きをさせていただいてるんですが、これは特に費用対効果というのが常にこれがいいかどうかはわかりませんが、特に先ほど申し上げましたように医療費の増大をある程度抑えていくためには、医薬品に対する支払いの面から一回考えなくちゃいけないので、この点、費用対効果ということをお考えすることも私は必要ではないかと思えます。

という意味では、現在まで、ここ、広域連合でも始めたわけですが、年度別に通知等にかかる費用とそして医薬品代にかかる削減効果、これを明らかにしていただきたいと思えます。費用についてはその詳細、また効果については削減の効果の傾向についても明らかにしていただきたいと思えます。そして、また、この作業は業者を通じて行っているというふうにお聞きをしていますが、その業者の選定につきましても、実はプロポーザル方式によっているということなんですが、その理由をまずお聞かせ願いたいと思えます。

そして、このプロポーザルというのは、それなりにメリットもありますが、入札と異なりまして、価格のみではなく事業内容の評価で決まる。そういう意味ではそこが評価をされる場所なんですが、その結果とか項目とか配点とか採点基準など、これはオープンにされないとならぬと我々が今度は評価できない。プロポーザルでやられたのを、入札なら金額でわかるんですが、プロポーザルでやったのはどういうところがどう評価されたのかということが明らかになりませんので、その辺のところを是非お示しを願いたいと思えます。

これは次の点、保険証のことなんですが、これはちょっと細かいことかもしれませんが、保険証につきましても、大きさについて要望があるとお聞きをいたしております。国保の場合、皆さん同じじゃないかと思うんですが、大体こんな小さい財布に入るような、私の場合はこうなんですが、このぐらいの大きさなんですが、こうやって財布なり免許証入れに入ったりするような大きさなんですが、実は後期高齢の場合の保険証というのは、ちょっと大きいんだそうですね。かなり大きい。これぐらいの大きさですか。というふうにお聞きしてはいるんですが、同じように小さい国保と同じような形にできないものかというふうには、そういう声がありますので、この点について広域連合としてはどういうふうにお考え

なのかをお聞きをしたいと思います。

さて、予防医療の進め方についてもお聞きをしておきたいと思います。健康診査などの予防医療の充実は、高齢化社会を迎え、また医療費削減にもつながる施策であって、広域連合でも大いに進めているところがございます。そのための補助制度もありますし、積極的に取り組む自治体のあることもお聞きをいたしております。ただ、各自治体でのばらつきがあるのじゃないかというふうにも思いますが、それについては広域連合としての調査というのはできているのでしょうか。また、補助金の使われ方については、どうでしょうか。

全県下の自治体から選ばれている職員がこの広域連合にいらっしゃるわけですから、そうした情報の収集はたやすいと思います。また、先進事例、それも集めやすく、それらを集めて各自治体に返すことも私は必要だと思っております。そういう体制が現在できているのかどうか、この点についてもお示しを願いたいと思います。

以上で私の1回目の質問を終わらせていただこうと思います。どうも御清聴ありがとうございました。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

それでは、羽場議員の御質問にお答えをいたします。順番が前後いたしますけれども、4項目めの予防医療の進め方について私のほうからお答えをさせていただきます。

1つ目の「各自治体の取り組みについて調査はできているのか。また、補助金の使われ方はどうか。」という点についてであります。

市町村の健康診査などは、毎年5月と11月に調査を実施しております。その結果、多くの市町村において重症化予防に必要な心電図検査などの項目を追加されており、予防医療の取り組みを進めていることを確認しています。このような状況を踏まえ、当広域連合においては市町村における自主的な取り組みをさらに推進していただくため、本年度から市町村が必要と認めた検査項目を健診事業の追加項目として認め、補助単価の引き上げを行っており、健診費用面での財政支援措置の拡充を図っております。これまでの補助額ですと、国、県、広域連合の補助額を全て活用しても市町村の持ち出しや被保険者の一部負担金が必要でしたが、補助を増額して負担を減らすことで受診率の向上につながるものと期待をしております。

2点目の「先進事例を集め、各自治体に返すことが必要だが、その体制は。」についてであります。

先進的な事例として、勝央町が実施している生活習慣病予防事業が国の事例集に取り上げられ、その内容について市町村に提供しております。また、昨年度実施した医療費分析についても、市町村における予防医療の取り組みに活用いただけるよう、結果を提供いたしました。保健事業は業務課保健事業・医療費適正化推進室が担当していますが、先般、当広域連合の職員が「高齢者の特性を踏まえた保健事業の推進」セミナーに参加し、先進的な取り組みを行っている自治体の話を伺う機会がありました。今後も調査研究を重ね、保健事業の取り組みを充実させていく所存であります。引き続き情報を市町村に提供し、地域の特性に応じた施策の推進につなげるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）〔登壇〕

連合長答弁以外についてお答えいたします。

1 番目の高額医療費並びに特別高額医療費の推移についての項、「高額医療費及び特別高額医療費抑制の方策は。幾つか例を。」についてお答えします。

基本的には、医療機関にかからないように予防することが必要であり、その次に重要なこととしては重症化予防であると考えております。そのため、当広域連合において具体的には健康診査や重症化予防事業実施等の市町村への補助事業及び重複・頻回受診者等への訪問相談、後発医薬品差額通知などを委託して行っており、引き続き保健事業を推進していきたいと考えています。

次に、「高額な治療薬の試験薬実用化の見通しはあるのか。」についてですが、がん治療等に有効な薬は大変高額であり、副作用も考えられるため、使用する患者に副作用が少なく、効果があるか調べる試験薬、一般的にはコンパニオン診断薬と呼ばれているもので、その普及に期待されているところです。最先端医薬品の開発をする際には、試験薬も同時に開発が進められていると聞いております。独立行政法人医薬品医療機器総合機構の資料によりますと、平成 30 年 5 月 21 日時点で 13 の薬が承認されているとのことでした。

次に、「高額医療費及び特別高額医療費の自己負担はどのような制度か。」についてです。

1 カ月の医療費の自己負担額が国の定める上限額を超えた場合には、その差額が高額療養費として支給されることになっております。自己負担上限額は所得区分によって異なり、医療機関窓口での 1 割負担である方、全被保険者の約 95%の方が該当しますが、課税所得が 145 万円未満の方は、外来ですと住民税非課税世帯の方が 8,000 円、課税世帯が 18,000 円などとなっております。入院があれば、その都度変わってきます。窓口負担が 3 割の高所得者、一般には現役並所得者と呼ばれておりますが、課税所得が 145 万円以上の方は、かかった医療費に応じて変動するようになっています。

また、特別高額医療費とは、1 件当たり 400 万円を超えるレセプトに対し 200 万円を超える部分について公費により支援される制度です。被保険者の方は高額療養費の基準額で算定されますので、直接関係はございません。

次に、ジェネリック医薬品の利用促進についての項でございます。

まず、「年度別の詳細と削減の傾向は。」についてですが、開始しました平成 28 年度は一月当たり 140 円以上の差額効果がある被保険者 2 万 359 人に対して通知を行いました。差額通知作成委託料が 770 万 1,480 円、郵送料が 162 万円、リーフレットが 2 万 7,000 円などとなっております。合計が 971 万 318 円となっております。レセプトを調査した 10 月についてですが、1 カ月で約 1,436 万円の削減効果がありました。年間では約 1 億円以上効果があったと考えております。

平成 29 年度は、一月当たり 120 円以上の差額効果がある被保険者の方、2 万 79 人に対して通知を行い、差額通知作成委託料が 556 万 2,000 円、郵送料が 146 万 8,353 円など、合計が 743 万 7,485 円、レセプトを調査した 10 月の 1 カ月間で効果が約 1,592 万円出てお

りました。年間では同じく約1億円以上と考えております。

ちなみに今年度でございますが、今年度は一月当たり50円以上の差額効果がある被保険者約2万1,600人に対して、今月末に通知を行うこととしております。差額通知作成委託料が501万9,840円、郵送料が177万200円など、合計710万6,531円となる見込みでございます。

次に、「プロポーザルのあり方」でございます。

プロポーザルにした理由は、また、評価項目、配点、採点基準などは示されるのか、についてですが、プロポーザルにした理由ですが、第2期データヘルス計画の策定やジェネリック医薬品差額通知による測定効果、及び家庭訪問相談事業などの委託事業においては、当広域連合が所有するレセプトデータの分析技術が必要不可欠であり、効果的な事業を行うため、企画競争方式により業者選定を行ったものでございます。

審査結果につきましては、今回は参加申請があった業者が株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国の1社のみで、500点満点中381点の採点により当該業者を選定したものでございます。

なお、企画競争に係る評価項目及び配点などの採点基準につきましては、企画提案ヒアリング実施前の約1カ月間、当広域連合のホームページにおいて公示しておりましたが、現在では掲載が終了しております。また、議員からの御指摘を踏まえ、審査結果を当広域連合のホームページにおいて公表いたしております。

続きまして、保険証についての項、「保険証を国保と同じ小さいものにとの声を聞くが、見解は。」についてでございます。

「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則」で、キャッシュカードと同じ大きさのものか、あるいはカードの約2倍の大きさの2種類が定められております。当広域連合を始め、半数以上の広域連合が大きいほうを使用しております。理由としましては、大きいほうが文字が見えやすいことですか、カードの大きさのサイズを認められていない特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証、それらのものと同じ大きさであるため、被保険者証と一緒に保管しやすいというメリットが挙げられます。しかしながら、現在厚生労働省では、医療機関受診の際にマイナンバーカードによりオンライン資格確認ができるよう、被保険者証としての使用を検討していると聞いておりまして、検討を今後要する課題であると考えております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

18番、羽場議員。

○18番（羽場 頼三郎君）

すみません。それでは、1つだけ気になったことをお聞きしようと思うんですが、先ほど答弁いただきました高額医療の件につきましては、これはよくこんなになってるなと思うんですが、しかし、先ほど例に挙げられた点以上のものがなかなか出てこないというのが実態だろうと思うんですね。どこもそうなんですよね。実際問題として、なかなか難しい問題ですから、これは引き続き検討を重ねていただきたいと思います。

そして、その後、今のちょっと順序前後しますが、保険証についてですが、言われる意味はよくわかるんですね、ほかのものと一緒にというのが。必要なら私はそれはそれで

もいいと思うんですが、ただ、何か大きき2倍というふうに言われたんで、場合によつたら折り畳めば同じ大ききになるような、そういう工夫がもしなされるんであれば是非やっていただきたいなと思いますので、この辺のところが可能かどうか。

そしてもう一つ、プロポーザルのほうですが、これはホームページに掲載されてということだったんですが、私のようになかなかそういうものが見れない、インターネットの操作に弱い者にとってはわかりませんので、できましたらこの辺のところをこれはもう会報で結構でございますので、資料としてお示し願えればと思うんですが、いかがでしょうか。

そして、先ほど公表していただけるということで大変それは私はいいい方向だと思うんです。ただ、ほかのところの例を見ると、今回は1社だけだからよかったです、1社以上になって、だから2社以上ですね、2社以上になると難しいということも実例としてあつたりしますので、今後もそういう公表の方針というのは貫いていかれるのかどうか、その点をお聞きをしたいと思います。

そしてまた、先ほどのジェネリックのほうなんですが、大変効果があつたんじゃないかと思われます。年間ほぼ1億円の削減効果というのは、これは大きなものだと思いますが、ただ差額の何か50円以上ですか、50円以上についてやるということだったんですが、ただ先ほど言われた費用も考えると本当に50円でいいのかどうかというのは、1件当たりにかかる費用が50円以上かかってればどうかと思うんですが、その辺のところを是非検討していただきたいと思うんですが、それについても是非お聞かせください。

以上です。

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）

羽場議員の再質問に順次お答えいたします。

まず、保険証でございます。折り畳みができないかということでございますが、全国状況を調べましたところ、そういったところが6か7ぐらい都道府県あつたと思います。バタフライサイズというものでございまして、大きいものを2つ折りか3つ折りにしてカードサイズにするものでございます。可能かどうかということでございますが、当面は国の状況ですね、変えた途端またすぐ変わっても困りますので、混乱を招くこともありますので、ちょっと状況を見ながら検討していきたいというふうに思います。

続きまして、プロポーザルについてでございますが、ネット以外で資料をとということでございますが、まず業者につきましては、大体エゴサーチ、ランダムに検索して探している状況もありますので、業者対応につきましてはプロポーザルで十分かと思っております。必要な方につきましては、申し出していただければ必要な書類をお渡しすることは可能と考えております。

それから、ジェネリックのほうでございますが、今年度は50円以上ということで通知を考えておりますが、これ、郵送料とか逆算しまして大体2万1,000人の方に通知が行くようにというふうに予算を組んでおります。そのことから逆算しまして毎年額が少なくなつてくるところでございますが、一月50円でございますので、1年ですと約600円、まだ郵送料よりは少し安いのかなと思っております。その辺も十分検討しながら考えていきたいと思っております。

プロポーザルで複数社来ても公開するのかわかっていますが、実は今年度要綱をつくりました。その中で公表するとしております。今回のジェネリックのプロポーザルは要綱制定前から動いてましたので、公表できていなかったというものでございます。

以上でございます。

○議長（宮武 博君）

はい、以上で羽場議員の質問を終わります。

それでは次に、4番、三輪議員。

○4番（三輪 順治君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。議席番号4番の三輪順治でございます。

質問に先立ちまして、先日の西日本豪雨によりまして亡くなられ、また被災された方々に心から哀悼の誠を、またお悔やみを申し上げるとともに、被害者の方々にお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈りしております。

私たちの住む岡山県も、かつて経験したことがないような甚大な被害がありました。報道によりますと県内でも60人を超える犠牲者と今なお2,000人を超える避難所での生活を強いられている多くの方々がおられます。このたびの大災害の経験や教訓を私たちは冷静に検証、分析し、減災に向けた取り組みを進め、地域の方々が安心して暮らせる住宅の確保を含め、安心・安全なまちづくりを進めていかなければならないという思いを新たにいたしましたところでございます。

それでは、発言通告に従いまして、大きく2点、質問させていただきます。

1点目は、第2期データヘルス計画、保健事業計画についてお尋ねをいたします。

この計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、高齢化が急速に進む中、加齢による身体機能の低下や複数の疾患を持たざるを得ない高齢者の方々に対し、医療の観点から生活習慣病の改善や健康づくりを効果的に実施するための被保険者の保健事業としての実施計画と言うべき性格を持つものと理解しております。さきの全員協議会で御報告ありました第2期のこのデータヘルス計画の策定に関し、以下お考えをお聞かせ願いたいと思います。

この第2期データヘルス計画は、平成31年度から向こう5年間にわたる計画となっておりますが、この計画の主な目的及びレセプト等のデータ分析の主たる内容、また第1期実施計画から浮かび上がった、もしくは想定される課題、さらに第2期計画の策定までのスケジュールについてお尋ねをいたします。

次に、2点目の質問をさせていただきます。

私は岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議員を昨年5月からさせていただいておりますが、就任後この制度について自分なりに勉強してきたつもりでございますが、いまだに基本的なところが腹に入っていないというような気持ちを持ち、そういう現実に戸惑っております。そこで、今後ますます進行する超高齢化の中で、広域連合として対象者である75歳以上を中心とした後期高齢者、被保険者の皆様や県下27自治体、または広く県民の方々にこの後期高齢者医療制度の周知を現在どのような手段で行われておられるのかお尋ねいたします。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

三輪議員の御質問にお答えをいたします。

データヘルス計画第2期についてのうち、「データヘルス計画の主な目的、分析の内容や課題は。」についてであります。

目的は、診療報酬明細書、いわゆるレセプトですが、この分析を行い、後期高齢者被保険者の健康保持の推進を図るため、必要な事業を実施するために制定するものであります。

分析の主な内容は、どのような疾病が多く、どの程度医療費がかかっているか、ジェネリックの普及率はどの程度か等で、その結果から第1期計画での課題は健康診査事業を基盤とする生活習慣病予防、ジェネリック医薬品普及率の向上、県内市町村との連携の強化の3点が導き出され、これらの対策として健診事業の補助基準額の見直しや重複・頻回受診者等への訪問指導、ジェネリック医薬品差額通知事業の開始、市町村説明会の開催等を行ってまいりました。

第1期計画は平成28年度から本年までですので、その効果は改めて次年度に報告をいたしますが、ジェネリック普及率が平成26年度に53%であったものが平成29年10月には約72%になるなど、一定の成果が上がっているものと考えております。

以上、お答えといたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）〔登壇〕

連合長答弁以外についてお答えいたします。

データヘルス計画についての項、「計画策定までのスケジュールについて」でございます。

第2期計画の今後の進め方としましては、10月中旬から11月下旬にかけて、計画の素案を当広域連合の運営審議会に諮るとともに議員の皆様にもお示しし、その後パブリックコメントを実施いたします。いただいた意見により必要な修正を行い、来年1月下旬を目途に再度、運営審議会に諮って、計画（案）を作成し、2月議会において報告したいと考えております。最終的に御意見をいただいた後、3月下旬には完成させ、公表したいというふうに考えております。

続きまして、「被保険者、県内構成自治体、県民への後期高齢者医療制度についての周知等について、広域連合としての主な周知手段とその個別内容について」でございますが、制度の変更があった場合については、随時ホームページに掲載したり、市町村の広報紙に掲載していただき、お知らせしているところでございます。ホームページには、制度以外にも議会の概要ですとか医療機関に向けてのページもあり、必要な申請書なども入手できるようになっております。

また、今年度は全国一斉に高額療養費の自己負担上限額の変更や保険料の軽減率の変更があるため、先月、被保険者の方々にリーフレットを送付するとともに、市町村の窓口にも置いてお知らせをしております。重要な情報は紙などで周知していくことが高齢者の方にとっては非常に大切であると考え、時期をとらえて対応しているところでございます。

また、県内市町村に対しては文書やメールによってお伝えするほか、保健事業のお願いなど重要な案件については、説明会を行っているところでございます。引き続き、県内市町村や関係団体とも協力して、後期高齢者医療制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

4番、三輪議員。

○4番（三輪 順治君）

はい、ありがとうございます。丁寧な御回答をいただきましたけれども、何点か御質問をさせていただきます。

まず、1点目にお尋ねいたしましたデータヘルス計画について、私は今連合長がおっしゃったようにレセプト分析を中心に医療費の増額傾向な動向を抑える意味では大変重要な計画であると思っておりますが、現在、例えば医療費について全額が出ておまして、当議会のほうにも報告されたかもわかりませんが、1人当たりの被保険者当たりの医療費が幾らかかっているのか、また全国との比較がどうなのか、またその伸び率がどうなのかについて、まずはお尋ねしておきたいと思っております。

それから、県下の市町村への対応でございますが、今事務局長から御説明いただきました。問題なのは、連合とすれば、そうやって連絡するように、各市町村にでいいんですけども、その結果、反応、手応えというものをもしできれば確認しながら、例えばリーフレット等のつくり方ですね、これも県によってまちまちでございますから、ここが知りたいんですけど載ってないとか、県が違えば、顔が見えませんが、資料が違ってくるのは当然でございますけれども、本当に被保険者が知りたい情報をうまく載せていただきたいというふうに思っております。

それから、業者選定に関し、1社ということでございますので、それはそれでいいんですけども、私は今後、国において今言われてますように地域包括ケアのシステムの具体的な展開であるとか、あるいは新しい言葉で地域共生社会という新しい概念が生み出されておまして、後期高齢医療だけにとどまらず、地域が主体性を持って地域で経営できるような、そういった基盤づくり、人づくり、他人事を我が事のように思う、その気持ちも後期高齢連合においても出していただきながら、是非具体的に展開をしていってくださるようにはこれは要望をしておきます。

それからもう一つ要望なんですが、エヌ・ティ・ティ・データというのは全国的にも優れた知見と恐らくコンピューターに関しては相当な能力を持ってございます。そこで提案なんですが、これはお答えいただかなくても結構なんですが、現在AIという言葉があります。これは通常のソフトウェアと違って、判断し、考え、そして提言するようなコンピューターでございます。現在レセプトは恐らく医科点数表等に基づいてソフトウェアがある、チェックするソフトがあると思っておりますが、私が提案したいのは、エヌ・ティ・ティ・データを使いながら、全国に先駆けるかどうかよくわかりませんが、例えば実証実験を県内においてしていただき、今重複とかいろんな問題点出てます。それをその頭脳を使って、答えではないですが、私たち人間が考えるヒントをサジェストしていただくような、そういう仕組みをこの数年のうちに、5年間ということでございますから、是非前を向いてい

ただきたい。これも要望としておきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（宮武 博君）

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）

さきにありましたデータヘルス計画の1人当たり、あるいは全国の伸び率については事務局長のほうからお答えをさせていただきます。

後期高齢者医療の周知については、まさに議員がおっしゃられるとおりでろうというふうに思います。ちょっとプライベートなことになりますけども、先月両親のところへ事務局長お答えした資料の配布がありました。早速開封して私のところへ持ってきて、これがどういうことで、どうなのか説明してほしいというような話がありましたから、それは多分各家庭の縮図なんだと思います。これは後期高齢者医療制度のみならず、自治体が抱える一つの課題でもありますけども、どうしても伝えたいことを文書にして、できる限り詰め込んで伝えてしまいます。伝えたいことを伝えたい側と聞きたいことを聞きたい側のそごが生じてくるのも多分議員おっしゃっているとおりだというふうに思っておりまして、繰り返しお伝えをしながら、我々としてもわかりやすさと、そして本来後期高齢者の方々が求めている部分というのがどういうことなのかというのを各自治体の皆さんとも相談をしながら、わかりやすい説明文書の配布に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）

医療費についての御質問でございます。

1人当たり医療費でございますが、平成26年度から申し上げますと平成26年度が96万6,260円、平成27年度が99万34円、平成28年度が96万5,966円となっております、いずれも全国47都道府県中17位となっております。少し全国平均より高目で推移しているところでございます。伸び率につきましては、被保険者が毎年5,000人から1万人程度増えておりますので、大体2%前後ぐらい増えているのかなと考えております。

それからあと、地域共生、主体性を持つてということで、地域のほうで主体的にという御質問がございましたが、我々としましても介護分野、例えば地域包括支援センターなどと連携をして、健康事業が介護予防事業、表裏一体のものでございますので、こういった連携をとって何かできないかなということは今後とも考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮武 博君）

はい、三輪議員の質問は終わりました。

次に、5番、西中議員。

○5番（西中 純一君）〔登壇〕

失礼します。今資料を、この一般質問に関する資料をお配りいただいております。ちょっと待ってから。

（事前に議長より許可をいただいた福岡県広川町の資料配布。）

健康診査率のアップを目指してということで、平成 29 年度の健診の実施率、今回の決算の資料を見ますと 14.02%で、平成 28 年度に比べて、わずか 0.40%アップの微増というふうになっております。そして、健診の予算ですね、これは市町村への補助金という形で出されているわけですが、これが 1 億 9,845 万円、これ、平成 28 年度ベースです。平成 29 年度が 2 億 819 万円と 1,000 万円程度の増額ということで、こういう 0.4%のアップという結果になっているわけですが、平成 30 年度のこの補正によりますと、たしか 4 億円程度に増やしていると。それは非常に努力されているということは評価したいと思うんですけれども、もっと健診というのをアップするというのが重要だと思います。

私、医療費適正化計画とか、余りいいとは思わないですけれども、結果としては国も今言っている今のデータヘルスなんかも含めた保険者努力支援制度というのが今年度から始まって、いろいろと 6 割程度の健診率ですか、そういうものを目指しているというふうに聞いております。是非この健診率のアップ、このノウハウについて県下の各基礎自治体にも普及をしていただくと、もっとこれは大きく伸びるといふように、伸びるはずじゃないかというふうに思っております。その辺について今どういうふうなことをお考えなのか、是非よろしくお願ひしたいと、教えていただきたいと思ひます。

それから、実はこの資料ですが、和気町の昨年度の視察で、福岡県の八女郡広川町、八女茶というお茶が盛んなところだと思うんですけど、そこへ参りまして、いろいろな担当の方からお話を聞かせていただきました。これによりますと 5 月に各国保、後期高齢の被保険者を含めて健診の案内をするわけですね。その案内というのは、こういう健診ガイドブックというものを含めて、これはお配りしてありますが、この一部分を今コピーさせていただいてるんですけど、いろいろここは集団健診と個別健診、両方やっております。

こういう形で事前に被保険者にはがきを配布して、その希望する日を記入してもらうんだと。そして、特定健診であれば、特定健診は後期高齢者ではないですけれども、これについては、例えば集団の健診、個別健診そして持ち込み健診というのが、持ち込み健診というのはかかりつけ医の方に血液検査等、そういう健診をやっていただいたら、そのデータをもらって、それを健診に生かすと、町としての特定健診に入れるということだそうでございます。

保健師さんとか職員がチームをつくって電話訪問と、このはがきが来た後にきめ細かく指導といいますか、保健指導をやっていくと。結果、この広川町というのは平成 27 年度では特定健診が福岡県内で 5 位ぐらいになったと。それから、平成 28 年度になると福岡県内で第 2 位になっていると。55.1%という、これ、特定健診でございますが、その健診率になっていったということでございます。

そういうことで、私たちは視察したときに、目標を持って被保険者にどんどん働きかけをしていると。企業なんかでいう営業努力ですね、そういうものをしているところに非常に感激したということでございます。こういうことがこのままでできないにしても、それぞれの市町村の状況を踏まえて、被保険者に働きかけをして健診がアップするように是非今後努力していただきたいというふうに思ひます。

それから、2 番目の質問でございますが、後期高齢者の医療の窓口負担、これを 2 割にさせないよというふうでございます。これは「骨太の方針」ですか、そういうものとか社会保障審議会の医療保険部会、そういうところで大体、後期高齢者の負担率、一部

負担ですね、2018年度、今年度までに結論を出そうというふうになっているということですので。つまり後期高齢者の医療、窓口負担率1割でございますが、これを2割にしたいというのが政府の方針、大方の方針であると。今議論をまだしているところでございますが、この社会保障審議会、今、本当2019年10月に消費税8から10%にしようとしている、そういう中で介護保険も平成30年度ですかね、大体ほとんど上げられたと思うんですよ。

そういうふうな中で2割化するというのは、後期高齢者、75歳以上の高齢者の方の生活を破壊するというふうに、つながると思います。是非ともそういう広域連合のいろいろな会合の中で協力していただいて、2割に上げないように政府の担当のほうへ意見具申をしていただきたいと、それが2番目の質問です。よろしくお願いします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

西中議員の御質問のうち、「後期高齢者医療窓口負担2割にさせないようにして、広域連合協議会の中で意見具申をしてほしい。」ということについてお答えをいたします。

現在、国では、厚生労働省のほか財務省所管の審議会でも窓口負担のあり方について議論をされていると承知をしております。全国後期高齢者医療広域連合協議会においては、後期高齢者医療制度の根幹である「高齢者が必要な医療を受ける機会の確保」という観点から、窓口負担の現行制度の維持に努めていただきたいと考えており、協議会の要望書を取りまとめました。去る6月6日に開催された協議会連合長会議に私も出席をいたしました。厚生労働省の幹部の方を来賓としてお招きし、協議会会長から直接、現行制度の維持に努めていただきたいと申し上げるとともに、要望書を提出したところであります。今後も国の動向を注視し、広域連合協議会の中で必要な意見を集約し、国へ申し上げていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）〔登壇〕

西中議員の御質問、1番目の「健康診査率アップを目指して、予算を増やし、市町村にも協力していただいて被保険者に対する働きかけを強めて、国保も含めてアップを図るべき」との御質問ですが、今年度から生活習慣病予防と健診受診率向上のため、健康診査は3,500円、歯科健診は7,000円補助額を増額するとともに、健康診査基本項目のほかに市町村が任意に検査内容を設定できるよう制度を大きく見直しし、先月7月に通知したところでございます。それにより、市町村の財政負担の軽減、被保険者の健診料金の一部負担金を軽減していただくことで、健診率の向上を図ることとしております。今後は、財源や市町村の組織体制もあるため、国保を含めてというご指摘への対応は課題が多いと考えられますが、健診率の向上に向け、引き続き市町村と協力していくことに努めてまいりたいと考えております。

以上です。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

5番、西中議員。

○5番（西中 純一君）

はい、わかりましたけども、もうちょっと先ほど同僚議員の質問に対して連合長から回答があったと思うんですけど、健診とかそれについてのノウハウを大きく普遍するというか、宣伝ですよ、各市町村に対する徹底というか、徹底といってもいろいろやり方はあるんで、地方自治なので強制はできないんだろうと思うんですけど、その辺の情報交換というか、その辺をいかにしていけるかということが非常に重要、インセンティブというんですか、是非その辺をもう少し前向きな考え方というか、これからの健診アップのためにどのように、そういう基礎自治体と後期高齢者のこの医療というのが何か一体化してないようなのが非常にあるんで、その辺の一体的な運動としてできるのかどうなのか、していきたいんですけども、是非そういう研修とかそういうものを含めて、どういうふうにやられるのかももう一遍お願いします。

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）

昨年度着任しまして、関係市町村の方にここにお越しいただいて、昨年度は3回、今年度も1回、説明会といいますか、意見交換会を行っております。また、全部ではありませんが、ある市の国保担当課ですとか、それから保健所、あるいは医師会、歯科医師会、薬剤師会、そういった関係団体、機関のほうにも訪問して、健診率のアップについて、どういったことができるだろうかということで、いろいろお話をさせていただいているところでございます。そういうことを積み重ねることによって、少しずつ対応していこうか、やっっていこうかと考えていただいているところも本当に少しずつではございますが増えつつありますので、そういったことを丁寧にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮武 博君）

はい、それでは西中議員の質問は終わりました。

以上で通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。一般質問を終わります。

日程第5 議案第13号

○議長（宮武 博君）

日程第5、議案第13号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま上程いたしました議案第13号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」につ

きましては、10億3,915万1,000円を減額し、2,738億4,492万2,000円とするもので、保険給付費及び基金積立金の最終的な見込みに基づくものなどございまして、平成30年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

詳細につきましては、事務局から補足の説明を行いますので、よろしく御審議を賜り、承認いただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）〔登壇〕

それでは、議案第13号の補足説明をいたします。

議案第13号、「特別会計補正予算（第3号）」、8ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、第1款市町村支出金では、市町村で徴収する被保険者からの保険料等でございます。保険料等負担金を最終的な見込みに基づき、6,710万円余を増額するものでございます。

第2款国庫支出金では、第1項国庫負担金で療養給付費等負担金が42億6,063万円余の増額、第2項国庫補助金は9ページにまたがりまして計15億8,990万円余の減額、第4款支払基金交付金は19億3,494万円余の減額、これらはそれぞれ負担金、交付金、補助金の額の確定に伴うものでございます。

第7款繰入金は、保険給付費等の財源に充当を予定しておりましたが、最終的な見込みに基づき、財源調整を行い、22億2,614万円余を減額するものでございます。

10ページをお開きください。

第9款諸収入の第三者納付金は、交通事故等に係る第三者からの納付金で2億3,007万円余を増額するものでございます。

次に、歳出になります。

12ページをお開きください。

主なものとしまして、第2款保険給付費、第1項療養諸費は計92億154万円余の減額でありまして、療養給付事業費の最終的な見込みに基づくものでございます。

14ページをお開きください。

第6款基金積立金94億6,416万円余の追加は、療養給付費の最終見込みに基づき、国、県、市町村並びに支払基金へ平成30年度に精算返還するための財源として積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第13号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 13 号について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第 13 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第 6 議案第 14 号・議案第 15 号

○議長（宮武 博君）

次に、日程第 6、議案第 14 号「平成 29 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び議案第 15 号「平成 29 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま一括上程いたしました議案第 14 号「平成 29 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」、議案第 15 号「平成 29 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」につきまして、その概要を申し上げます。

まず、一般会計は広域連合組織運営のための経費でございます。

歳入歳出決算書の 16 ページでございます。

実質収支に関する調書のとおり、歳入総額 7,518 万 5,000 円に対し、歳出総額 7,489 万 4,000 円となり、差し引き額 29 万 1,000 円が実質収支額となっております。

次に、特別会計でございますが、特別会計は制度運営のための予算でございます。そのほとんどの支出が保険給付事業に要する費用でございます。

歳入歳出決算書の 42 ページでございます。

実質収支に関する調書のとおり、歳入総額 2,738 億 2,676 万 6,000 円に対し、歳出総額 2,737 億 2,736 万 1,000 円で、差し引き額 9,940 万 5,000 円が実質収支額となっております。

詳細につきましては、事務局長から補足の説明を行いますので、よろしく御審議を賜り、御認定をいただきますようお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）〔登壇〕

議案第 14 号、議案第 15 号の補足説明を行います。

まず、議案第 14 号「平成 29 年度一般会計歳入歳出決算」についてでございますが、決算書の 8 ページ、9 ページをお開きください。

歳入でございます。

一般会計歳入 7,518 万円余となっておりますが、主なものにつきまして御説明いたします。

第 1 款分担金及び負担金で、収入済額は 6,600 万円、事務的経費を後期高齢者人口で按分し、県内各市町村に負担していただいている負担金でございます。

第 5 款繰入金は、事務費不足見込み分を財政調整基金から繰り入れたものでございます。歳入全体を通して収入未済はございません。

次に、歳出でございます。

10 ページ、11 ページをお開きください。

支出済額の主なものでございますが、第 2 款総務費 7,419 万円余、これは広域連合の組織運営に要した経費でありまして、歳出決算のほとんどを占めるものでございます。

この中の主なものとしましては、第 12 節役務費のうち、銀行振り込みをするためなどの手数料が 1,486 万円余、ページをめくっていただきまして 13 ページでございますが、第 19 節負担金補助及び交付金のうち、職員派遣負担金は総務課職員 4 人分でございます。3,408 万円余となっております。その下、施設負担金は事務所の利用料及び電気代等の共益費用で、936 万円余などとなっております。

続いて、議案第 15 号「平成 29 年度特別会計歳入歳出決算」でございます。

23 ページからの決算事項別明細書により、歳入、歳出の主なものを御説明いたします。

24 ページ、25 ページをお開きください。

歳入でございます。

第 1 款市町村支出金は 479 億 6,758 万円余で、第 1 項市町村負担金のうち、第 1 目事務費負担金は所要の事務費を後期高齢者人口割合で市町村に負担していただいているもの、第 2 目保険料等負担金は市町村が徴収した保険料や基盤安定分、第 3 目療養給付費負担金、これは療養給付費の 12 分の 1 の定額負担でございます。

次に、第 2 款国庫支出金でございます。

計 903 億 6,210 万円余、第 1 項国庫負担金のうち、第 1 目療養給付費等負担金は療養給付費の 12 分の 3 の定率負担、第 2 目高額医療費負担金はレセプト 80 万円を超える部分の 4 分の 1 が負担されるものでございます。

また、第 2 項国庫補助金のうち、第 1 目調整交付金、26 ページ、27 ページをごらんください。

第 5 目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、保険料の軽減特例措置の財源となるものでございます。

続いて、第 3 款県支出金は計 214 億 9,168 万円余、第 1 項県負担金のうち、第 1 目療養給付費等負担金は療養給付費の 12 分の 1 の定率負担、第 2 目高額医療費負担金はレセプト 80 万円を超える部分の 4 分の 1 が負担されるものでございます。

また、第 2 項県補助金のうち、第 2 目保健事業費補助金は健康診査事業に対する補助でございます。

第4款支払基金交付金1,050億1,034万円は、若年層からの支援金でございます。

28、29ページをお開きください。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、レセプト400万円を超える特別高額医療費に対して全国の広域連合が拠出し、共同で医療費の補填を行っているものでございまして、1,533万円余となっております。

第7款繰入金82億1,338万円余は、平成28年度の療養給付費等負担金の額の確定に伴う償還用財源でございます。

第8款繰入金1億410万円余は、前年度繰越金でございます。

第9款諸収入は、計5億8,841万円余で、30ページ、31ページになりますが、第3項雑入のうち、第1目第三者納付金は交通事故等が要因である納付金、第2目返納金は自己負担割合の変更などに伴うものでございます。

続きまして、32ページ、33ページをごらんください。

歳出でございます。

主なものとしましては、第1款総務費6億6,046万円余、第1項総務管理費、第1目一般管理費5億7,968万円余のうち、第12節役務費1億6,346万円余は医療費通知等の発送のための郵送料及び電算事務処理などの手数料、第13節委託料2億17万円余は医療制度システムの電算処理委託料など、第19節負担金補助及び交付金1億6,067万円余は業務課職員18名分の職員派遣負担金、長寿健康増進事業市町村補助金などでございます。

34ページ、35ページをお開きください。

第2目連合会負担金8,077万円余は、レセプト点検オンラインシステムなどに対する国民健康保険団体連合会負担金でございます。

第2款保険給付費2,549億6,694万円余は、第1項療養諸費2,434億571万円余は医療機関に支払う本人負担以外の医療費やレセプト点検に係るもの、第2項高額療養諸費107億7,013万円余は高額医療費に対する払戻金になります。第3項その他医療給付費7億9,110万円につきましては、葬祭費でございます。

36、37ページをごらんください。

第3款県財政安定化基金拠出金9,593万円余は、医療費の予測し得ない急激な増加などによるリスクに備えるためのものでございまして、県が管理する財政安定化基金への拠出金でございます。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金9,162万円余は、400万円を超える特別高額医療費の財源補てんのために全国の広域連合が拠出している基金への拠出金でございます。

第5款保健事業費2億819万円余は、市町村が実施した健康診査事業に対する市町村への補助金などでございます。

第6款基金積立金94億5,751万円余は、平成30年度における療養給付費等負担金の精算償還のための財源等として積み立てたものでございます。

第8款諸支出金は、計82億4,667万円余となりまして、38、39ページになりますが、第3目償還金82億1,338万円余、これがほとんどを占めております。これは国、県、市町村並びに支払基金に平成28年度分の療養給付費負担金等を精算するために償還したものでございます。

最後に、44ページをご覧ください。

財産に関する調書でございます。記載のとおりとなっております。

以上で補足説明は終わります。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 14 号及び議案第 15 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 14 号及び議案第 15 号について質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

4 番、三輪議員。

○4 番（三輪 順治君）〔登壇〕

ただいま御上程されました議案第 15 号「平成 29 年度岡山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算」について 2 点、お尋ねをいたします。

まず、同決算にかかわります監査委員の意見書で指摘されているところについてお伺いいたします。

1 点目は、収納状況のうち、保険料の収納率についてであります。

予算で調定されました保険料の確保というのは、言うまでもなく本会計の財政健全化を図るとともに、被保険者間の負担の公平性を保つ上で、とりわけ大事なことでございます。そこでお伺いいたしますけれども、直近 3 カ年における収納率の推移と、各年度における不納欠損処分額及びその主要な要因についてお知らせください。あわせて、収納対策全般についてお伺いをいたします。また、レセプト点検体制と処理件数及び過誤請求等のレセプト請求に対する割合についてもお教えをいただきたいと思っております。

次に 2 点目でございますが、主要な施策の成果に関する報告書から 2 点お伺いいたします。

1 点目は、訪問看護療養についてでございます。その対象者の選定過程及び延べ訪問回数、また利用者の負担額についてお示しをください。2 点目は、医療費通知事業として平成 29 年度 3,500 万円余が決算計上されておりますが、その必要性、さらにこの通知による効果等をお示しをいただきたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）〔登壇〕

それでは、三輪議員の御質問にお答えいたします。

まず、「平成 29 年度岡山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算について、同決算に係る監査委員の意見書の中から収納率の推移と不納欠損処分の主要な要因、収納対策については。」とのお尋ねでございますが、保険料収納率は直近の 3 年度分で、現年分が

平成 27 年度においては 99.46%、平成 28 年度 99.49%、平成 29 年度 99.48%、滞納繰越分になりますが、平成 27 年度が 37.59%、平成 28 年度が 37.07%、平成 29 年度 38.73% となっており、ほぼ横ばいです。

不納欠損額でございますが、平成 27 年度 2,858 万円余、平成 28 年度 2,791 万円余、平成 29 年度 2,388 万円余となっております。

保険料の徴収事務は市町村のほうを担当しておりますが、不納欠損処分につきましても市町村のほうで実情に応じ、行っているところがございます。不納欠損の主な理由としましては、生活困窮や無財産によるものが多数を占めております。その他に死亡や居所不明で徴収できず消滅時効の 2 年が経過したため、処分を行っていると聞いております。

対策としましては、短期被保険者証の交付ですとか納付相談の機会の確保、未納者への文書、電話による納付勧奨や個別訪問、ほかに夜間休日窓口の設置などを実施されているところもあると聞いております。このような納付勧奨をしていただいているところがございます。

負担の公平性を保つため、当広域連合としましては、療養費等支給時に滞納保険料への充当に活用するための充当候補者リスト、これを提供しておりますが、今後とも市町村と連携し、適切な保険料収納に努めてまいりたいと考えております。

次に、「レセプトの点検体制と処理件数及び過誤請求等のレセプト請求に対する割合」のお尋ねでございます。

点検につきましては、国民健康保険団体連合会へ委託しており、一部当広域連合の専門点検員にて行う体制となっております。医療分の一次点検におきましては、連合会の審査担当部署で医療機関から請求された全レセプトの点検を行っており、二次点検では連合会の経験年数が長い専門点検員が、より専門的な視点で再度請求内容の点検を行っております。また、柔道整復など医療以外の療養費の申請につきましては、一次点検は連合会で行い、二次点検は当広域連合の職員で行っております。

次に、昨年度の審査件数でございますが、791 万 856 件、過誤調整したものは 7 万 5,257 件で、全体の件数に対する割合は約 0.95% となっております。

続きまして、「主要な施策の成果に関する報告から」との問い合わせでございます。

まず、訪問看護療養費についてでございますが、対象者の選定過程についてでございますが、例えば退院されたときに、その病院のケースワーカーの方が訪問看護ステーションにお話しされたり、家族と協議して利用されているというふうに聞いております。

それから、延べ訪問回数、負担額についてでございますが、平成 29 年度件数が 1 万 515 件、延べ訪問回数 8 万 5,537 回、1 回当たりの自己負担額は 520 円、前年度実績と比較して約 8% の伸びとなっております。

次に、医療費通知事業に関してでございますが、「年間で 3,500 万円余が計上されておりますが、その必要性、成果・効果については。」とのお尋ねでございますが、通知の根拠としましては、平成 21 年 4 月 16 日付で厚生労働省保険局高齢者医療課長通知で「長寿医療制度における医療費適正化事業等の実施について」の中で触れられておきまして、それに基づき、重複・頻回受診等に対する被保険者への適切な受診、こういったことへの意識の向上ですとか健康増進への意識づけなどのために実施しているところでございます。この医療費通知の送付により、療養費の不正が発覚し、返還につながったケースもござい

ましたので、一定の成果はあるものと認識しております。

また、平成 29 年度税制改正によりまして、所得税等の医療費控除の申告の際に医療費通知の活用が可能となり、被保険者の申告の負担軽減にもつながるため、今後、医療費通知の必要性は高まっていくものと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

4 番、三輪議員。

○4 番（三輪 順治君）

ありがとうございました。1 点だけ再質疑させていただきます。

それはレセプトの過誤請求の医療機関に返すのが 0.95%ですから、全額とすれば 20 億円をちょっと上回る大きな額でございます。大変レセプトの点検を充実することによって、医療機関への対応やあるいは受診者へのいろんな制度の普及も活用できると思いますが、この返戻理由ですね、20 億円の中身、主な理由は連合としてどのようにとらえていらっしゃるのかお示しをいただきたいと思っております。

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）

内容としましては、例えば後期高齢でない他の被保険者の方のレセプトが来るですとか診療内容の妥当性、この病名に対して使える薬とか注射とか決まっておりますので、そういったものが外れているもの、そういったことが多いと聞いております。

以上でございます。

○議長（宮武 博君）

はい、それでは続きまして、5 番、西中議員。

○5 番（西中 純一君）〔登壇〕

失礼します。37 ページにある後期高齢者医療給付費準備基金の積立金ですか、この不用額が 1 億 1,595 万 1,111 円ですか、これが出てきたのがどういうことか、これについて説明を願います。よろしく願います。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）〔登壇〕

西中議員のご質問にお答えいたします。

「基金積立金の不用額 1 億 1,595 万 1,111 円はなぜ出したのか。」とのお尋ねですが、不用額が生じた主な要因といたしましては、国、県支出金等の精算返納金及び保険料等負担金の剰余金を見込み、95 億 7,346 万円余の基金積立金の予算計上を行っておりましたが、市町村からいただきます保険料、こういった負担金の納入遅延が起こるのではないかと。そうしますと決算収支上の赤字が懸念されるため、基金積立金の一部を留保したことによるものでございます。

結果的には、出納整理期間内に保険料等負担金が納入されたことにより 9,940 万円余の繰越金が発生しましたが、平成 30 年度におきまして全額を医療給付費準備基金のほうへ積み立てる予定としておりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上です。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、以上で通告による質疑は終わりました。これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第 14 号及び議案第 15 号を採決いたします。

まず、議案第 14 号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 14 号を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

はい、それでは御異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議案第 15 号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 15 号は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（宮武 博君）

全員起立であります。よって、議案第 15 号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第 7 議案第 16 号・議案第 17 号

○議長（宮武 博君）

次に、日程第 7、議案第 16 号「平成 30 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」及び議案第 17 号「平成 30 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま一括上程いたしました議案第 16 号「平成 30 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」、議案第 17 号「平成 30 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、その概要の説明を申し上げます。

まず、「一般会計補正予算（第 1 号）」につきましては、4 万 3,000 円を追加し、8,013 万 5,000 円とするものです。議会費の費用弁償を増額するものでございます。

次に、「後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては、84 億 2,279 万 4,000 円を追加し、2,702 億 8,760 万 7,000 円とするもので、主に平成 29 年度の療養給付費等、負担金額の最終確定により、国、県、市町村等に精算するための償還金等を計上す

るものでございます。

詳細につきましては、事務局から補足の説明を行いますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）〔登壇〕

それでは、議案第 16 号、17 号の補足説明を行います。

まず、16 号「平成 30 年度一般会計補正予算（第 1 号）」についてでございます。

補正予算の 6 ページをお開きください。

この補正予算は、平成 30 年 2 月議会にて議決いただきました「特別職の報酬及び費用弁償に関する条例」の改正に伴い、歳出、第 1 款議会費を 4 万 3,000 円追加するもので、その財源としまして、歳入、第 5 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金についての同額の追加計上を行うものでございます。

続きまして、議案第 17 号「平成 30 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。

6 ページをお開きください。

歳入でございますが、第 2 款国庫支出金、交付対象事業に係る費用の増加に伴う交付金の増額によるものでございます。

第 7 款繰入金 83 億 9,181 万円余の追加は、国、県、市町村等への償還金などの財源とするため、後期高齢者医療給付費準備基金からの繰り入れでございます。

続きまして、7 ページでございます。

歳出でございます。

第 1 款総務費 2,727 万円余は、長寿・健康増進事業市町村補助金の増加によるもの、第 7 款諸支出金につきましては、平成 29 年度分の療養給付費確定に伴う国、県、市町村負担金並びに支払基金への支払基金交付金の精算として、83 億 9,552 万円を償還するためのものでございます。

説明は以上でございます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 16 号及び議案第 17 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 16 号及び議案第 17 号について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第 16 号及び議案第 17 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 16 号及び議案第 17 号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 16 号及び議案第 17 号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第 8 議案第 18 号

○議長（宮武 博君）

次に、日程第 8、議案第 18 号「岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」、議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま上程いたしました議案第 18 号「岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」でございます。

監査委員につきましては、広域連合規約第 16 条第 2 項におきまして 2 人を置くこととなっておりますが、現在 1 人任期満了となっております。後任の監査委員として、美咲町長でございます定本一友氏を選任いたしたく提案させていただくものでございます。選任の御同意をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 18 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 18 号について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第 18 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

閉会宣言

○議長（宮武 博君）

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了をいたしました。

これをもちまして岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 30 年 8 月定例会を閉会いたします。

本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 0 時 06 分 閉会

一般質問発言通告一覧表

順序	氏名	件名
1	羽場 頼三郎	1 高額医療費及び特別高額医療費の推移について 2 ジェネリック医薬品の利用促進について 3 保険証について 4 予防医療の進め方について
2	三輪 順治	1 データヘルス計画（第2期）について 2 被保険者、県内構成自治体、県民への後期高齢者医療制度についての周知等について
3	西中 純一	1 健康診査率アップをめざして 2 後期高齢者医療窓口負担2割にさせないように

議案質疑発言通告一覧表

順序	議案番号	氏名	質疑内容
1	議案第15号	三輪 順治	1 平成29年度岡山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算について
2	議案第15号	西中 純一	1 基金積立金不用額について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顔末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長

宮 武 博

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

青 木 秀 樹

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

小 倉 博 俊